

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 新保地区センター
指 摘	ア 領収した現金について、金銭出納員又は金銭分任出納員ではない自治振興事務職員が金融機関への払込みを行っていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受け、定期監査以降に領収した現金は、金銭出納員である所長又は金銭分任出納員である地区センター職員等が金融機関への払込みを行うことを徹底している。 また、令和 7 年 6 月 9 日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、同年 7 月 2 3 日に開催した地区センター所長会議において、指摘事項の説明や地区センター事務の定期的な点検作業の実施依頼を行い、地区センター所長等へ周知徹底を図った。 今後は、同様の誤りが生じないよう、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
市民生活部	星井町地区センター
市民生活部	山室地区センター
市民生活部	熊野地区センター
市民生活部	富南会館
指 摘	
イ 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。	
措 置 状 況	
指摘を受け、定期監査以降に領収した現金は、即日又は翌日までに払い込むことを徹底している。 また、令和7年6月9日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、同年7月23日に開催した地区センター所長会議において、指摘事項の説明や地区センター事務の定期的な点検作業の実施依頼を行い、地区センター所長等へ周知徹底を図った。 今後は、同様の誤りが生じないように、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。	

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八人町地区センター
指 摘	ウ 金銭管理簿において、次の誤りが見受けられたため、改善を図られた い。 (ア) 9 月分の金銭管理簿を作成していなかった。 (イ) おでかけ定期券の払込未済額を金銭管理簿に記載していなかった。
措 置 状 況	指摘を受け、金銭管理簿を出納課の事務マニュアルに従って作成するよう所属内に周知し、定期監査以降は適切に作成している。 今後は、同様の誤りが生じないよう、富山市会計規則等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 新保文化会館 市民生活部 富南会館
指 摘	エ 施設の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 (ア) 開館時間外の申請であるにもかかわらず、規則に定められた開館時間の変更にかかる手続きを行わずに当該使用を承認していた。
措 置 状 況	指摘を受け、令和 7 年 6 月に統一した運用方法を定めて各会館へ周知を行い、開館時間外の申請があった場合など開館時間を変更する場合は、館長決裁による変更承認を行うことを徹底している。 今後は、同様の誤りが生じないよう、各会館の条例や施行規則のほか、今回定めた運用方法に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
市民生活部 新保文化会館 市民生活部 富南会館	
指	摘
エ 施設の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 (イ) 施設の使用承認を受けた者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに変更前の使用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならないとされているが、キャンセル等の使用承認事項の変更が生じた際に条例施行規則に基づく手続きがされていないものが複数見受けられた。	
措 置 状 況	
指摘を受け、令和 7 年 6 月 9 日に各所属に対して、条例施行規則に基づき変更前の使用承認書を添えて承認変更の申請書を提出させ、その承認を行うことを徹底するなど、改めて適正な事務の執行について通知したほか、同年 7 月 23 日に開催した地区センター所長会議において、指摘事項の説明や地区センター事務の定期的な点検作業の実施依頼を行い、地区センター所長等へ周知徹底を図った。 今後は、同様の誤りが生じないよう、各会館の条例や施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。	

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 新保文化会館
指 摘	エ 施設の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 (ウ) 新保文化会館の附属設備（ワイヤレスマイク）使用料について、設備を9時から17 時まで使用した場合、条例施行規則に基づき、「9 時から12 時まで、13 時から17 時まで」の2 回分として算定すべきところ、1 回分として算定しているものがあった。
措 置 状 況	指摘を受け、令和7年5月8日に追加の徴収を行った。 今後は、同様の誤りが生じないよう、各会館の条例や施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 新保文化会館
指 摘	オ 新保文化会館使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に減免の理由を証する書類を添えて富山市長に提出することとされているが、申請書に減免の理由が記載されていないものや、減免の理由を証する書類が添付されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受け、令和 7 年 6 月 9 日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、同年 7 月 23 日に開催した地区センター所長会議において、指摘事項の説明や地区センター事務の定期的な点検作業の実施依頼を行い、地区センター所長等へ周知徹底を図った。 今後は、同様の誤りが生じないよう、各会館の条例や施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 柳町地区センター
指 摘	カ 備品（一般職員用椅子）について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	定期監査時に、監査委員事務局より職員用椅子は2万円未満の消耗品に該当するものではないかと質問があったが、その時は、2万円以上の備品であり、備品台帳への記載漏れであると回答した。しかし、この度の指摘を受け、詳細な調査を行ったところ、職員用椅子は取得価格が2万円未満であるとして管財課通知に基づき令和2年3月に削除したときの備品台帳を発見した。 今回の認識の誤りは、削除した台帳を別に保管していたことによるものであったため、削除済みの備品台帳も合わせてつづることに改めた。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な備品の管理及び台帳の管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 清水町地区センター
指 摘	キ 既に存在しない備品（アルミ梯子、アルミ脚立等）が備品台帳に記載されていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査委員事務局による備品台帳の確認及び聞き取り調査において、当該指摘の事実確認が行われ、アルミ脚立等は存在しないと回答したが、この度の指摘を受け、詳細な調査を行ったところ、アルミ脚立の確認ができた。 しかしながら、アルミ脚立については、価格が2万円未満であり、備品ではないことが判明したため、備品台帳から削除した。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な備品の管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 太田地区センター
指 摘	ク 公金の払込みのため出張した職員が、市内・県内等出張命令簿を作成しておらず、旅費が支払われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受け、市内・県内等出張命令簿を作成し、令和 7 年 7 月 2 8 日に旅費の支給を行った。 今後は、同様の誤りが生じないよう、富山市旅費支給条例及び施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。